

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和2年 8月 5日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県赤穂市坂越3218-12

氏名 アース製薬株式会社
取締役常務執行役員 木村 秀司

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 (0791) 48-8001

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	アース製薬株式会社 坂越工場
事業場の所在地	兵庫県赤穂市坂越3218-12
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	別紙 1, 2 のとおり
(管理体制図)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	別紙 1, 2 のとおり		
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項	別紙 1, 2 のとおり
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

②計画	【目標】	別紙1, 2のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和1年度)実績量

計画：今年度(令和2年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
0200汚泥	87	87					3	3			87	87	19	19	3	3	0	0	0	0
0300廃油	156	157									156	157	11	11	156	157	0	0	145	145
0600廃プラスチック類	1	1									1	1	1	1	0	0	0	0	1	1
0800木くず	10	10									10	10	10	10	10	10	0	0	0	0
1300ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2	2									2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
2200 管理型混合廃棄物 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず)	866	848									866	848	866	848	702	688	0	0	101	99
2500 水銀使用製品産業廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず)	0.4	0.4									0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0	0	0	0
合計	1,123	1,107	0	0	0	0	3	3	0	0	1,123	1,107	910	893	872	858	0	0	247	245

別紙 2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	1 6 5 2 医薬品製剤製造業
②事業の規模	製品出荷額 1 8 4 億円 (令和 1 年 1 2 月期)
③従業員数	4 4 0 人 (令和 1 年 1 2 月末)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 3 の通り

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等, 別紙 4 を参照)

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 過剰な流通在庫を減らす効率的な販売による廃商品の削減 ・ 廃棄物の素材分別による有価物への転用 ・ カイゼン活動の推進による生産工程における不良品の削減
②計画	(今後実施する予定の取組) 増産により廃油が増加するが、引き続き、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な販売 ・ 廃棄物の素材分別 ・ 生産工程における不良品削減 を推進する。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生源、性状が共通である金属くず、ガラスくず、水銀使用製品産業廃棄物等は工場内の 1 箇所 で、その他は工程毎に種類、性状で分別して保管している。
②計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、発生源、種類、性状に応じた適切に分別、保管を行い、必要に応じて、見直す。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・排水処理場で発生する余剰汚泥の脱水による減量化
②計画	(今後実施する予定の取組) 引き続き ・排水処理場 余剰汚泥の脱水 を推進する。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

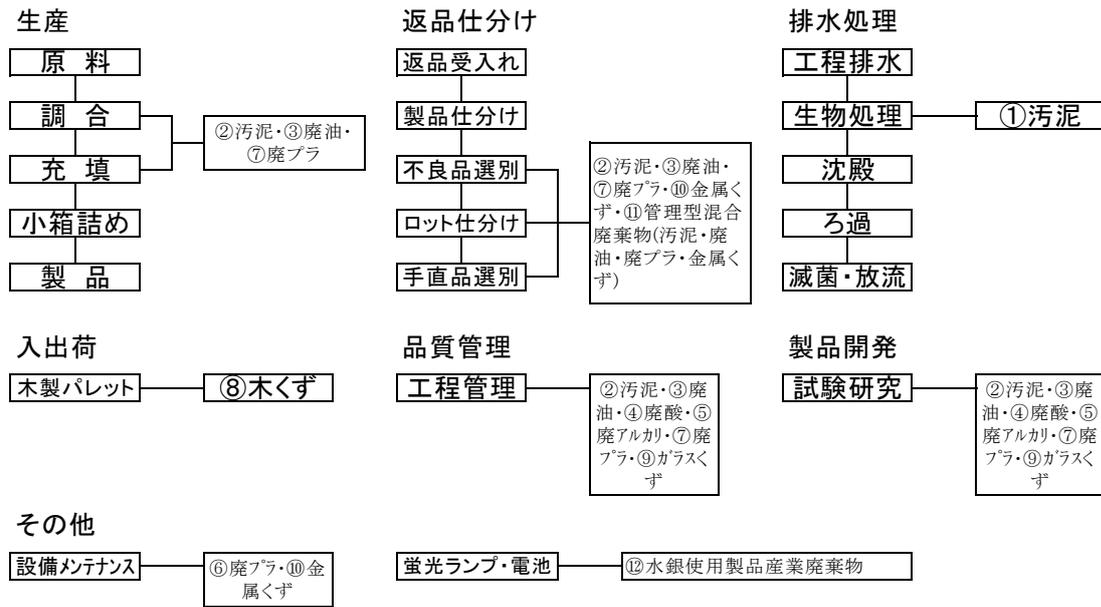
①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 資源として有効利用する業者に処理委託し、廃棄物のリサイクルを推進する。
②計画	(今後実施する予定の取組) 引き続き、資源としてより有効に利用する業者に処理委託し、廃棄物のリサイクルを推進する。

別紙3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

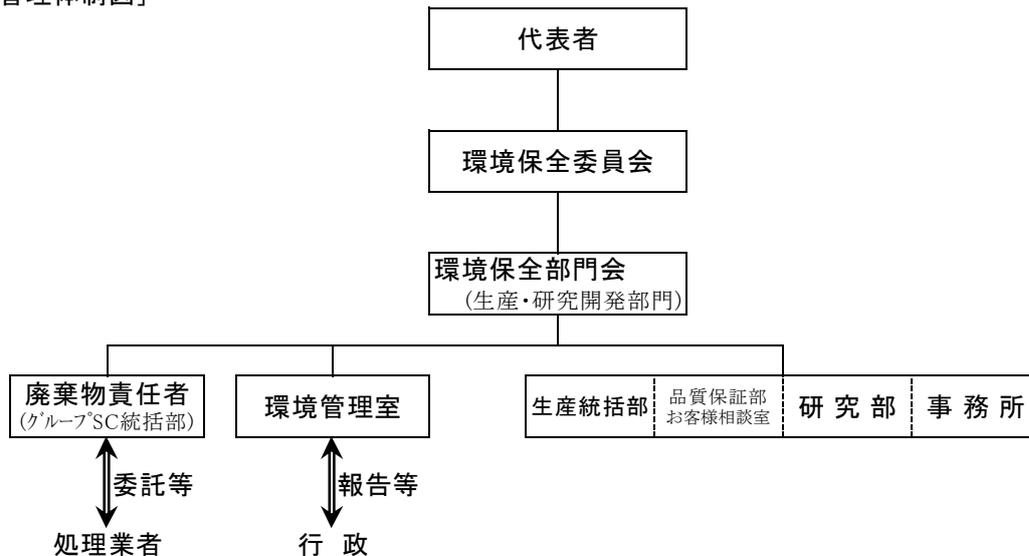
産業廃棄物の一連の処理の工程



- ① 汚泥(排水処理場)
収集運搬[委託] → 乾燥・発酵・肥料化[委託]
- ② 汚泥(その他)
収集運搬[委託] → 焼却[委託] → 埋立処分[委託]
- ③ 廃油
収集運搬[委託] → その他中間処理[委託] → 再資源化[委託]
- ④ 廃酸
収集運搬[委託] → 中和[委託] → 残渣/再資源化[委託]
- ⑤ 廃アルカリ
収集運搬[委託] → 中和[委託] → 残渣/再資源化[委託]
- ⑥ 廃プラスチック(設備メンテナンス)
収集運搬[委託] → 破碎・圧縮[委託] → 埋立処分[委託]
- ⑦ 廃プラスチック(その他)
収集運搬[委託] → 破碎・焼却[委託] → 残渣/再資源化[委託]
→ 破碎・焼却・熱回収[委託]
- ⑧ 木くず(木製パレット)
収集運搬[委託] → 破碎・木材チップ化[委託]
- ⑨ ガラスくず
収集運搬[委託] → 破碎[委託] → 埋立処分[委託]
- ⑩ 金属くず
収集運搬[委託] → 焼却・溶融[委託] → 再資源化[委託]
- ⑪ 管理型混合廃棄物(汚泥・廃油・廃プラスチック類・金属くず)
収集運搬[委託] → 破碎・焼却[委託] → 残渣/再資源化,埋立処分[委託]
→ 破碎・焼却・熱回収[委託]
- ⑫ 水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯・電池)
収集運搬[委託] → 破碎選別・焙焼[委託] → 残渣/再資源化,埋立処分[委託]
→ 選別・焙焼[委託] → 残渣/再資源化,埋立処分[委託]

別紙4 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

[管理体制図]



	責 務 等
環境保全委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全社的な廃棄物に関する取組方針を決定。 ・ 各部門の取組みをサポート。
環境保全部門会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部門における廃棄物発生抑制、適正処理の推進等に関する事項の検討、決定。
廃棄物責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物に関する具体的な取組みを検討。 ・ 廃棄物を処理委託する業者の選定、契約等の手続き、引渡し、適正処理を確認。
環境管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政への報告。 ・ 関係法令等の社員教育、啓発。
全部署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部署内の廃棄物発生抑制、分別方法等を徹底。 ・ その他、環境保全部門会での決定事項を周知徹底。